

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設 の 名 称	雄勝漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
令和2年4月 ~ 令和7年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	宮城県石巻市開成1番27
指 定 期 間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	雄勝漁港の指定施設	
所 在 地	石巻市雄勝町雄勝地先	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止する事により、漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	
内 容	(雄勝物揚場横泊地①)延長75メートル、幅員30メートル (雄勝物揚場横泊地②)延長115メートル、幅員30メートル	
開 館 (所) 日		
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	40 人	40 人	40 人	100.0%	100.0%

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
雄勝漁港	40 人	40 人	40 人	100.0%	100.0%
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
合 計	40 人	40 人	40 人	100.0%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入 (単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
県指定管理料	1,011	1,137	1,110	109.8%	97.6%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収入計 (a)	1,011	1,137	1,110	109.8%	97.6%

(2) 支出

人件費	1,011	1,137	1,110	109.8%	97.6%
施設管理費				-	-
事業運営費				-	-
その他				-	-
支出計 (b)	1,011	1,137	1,110	109.8%	97.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
①管理運営体制	支所職員5名で管理運営にあっている。		5名体制で管理運営し特に問題はなかった。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	正規 5人	非正規 人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	漁港の見回り、係留船の状況確認を行った。		基本的に週2回の見回りを実施。異常がないか確認できた。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	使用許可申請の受付、許可証及びステッカーの交付、使用料の徴収を行った。		徴収期日に留意し運営業務を行えた。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施						
⑤利用者サービスの向上	施設を清潔に保つ為、定期的に清掃を実施し、利用者が安心・安全に利用できるよう巡回の際に目視による施設の点検を行った。		見回り時に施設の清掃を実施した。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	窓口や電話にて寄せられた要望等について、地元漁業者や住民の意見等も踏まえ関係機関と連絡を密に取り、情報を共有しながら利用者へのサービス向上に努めた。		利用者からの意見や要望を基に適切な対応を行い、また、新規利用希望者の問合せに対し、係留場所や空き状況等の説明も行えた。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
⑦安全対策	荒天時には施設の巡回を実施し、異常があれば速やかに利用者へ連絡した。地元漁業者や住民が係留船の異常を発見した場合は支所へ連絡するよう呼びかけた。また、救命胴衣の着用を励行した。		荒天時は巡回を強化し、係留船に異常があった場合は、早急に利用者へ連絡し対応を促した。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	利用者に対し、区別なく対応するよう留意した。		利用者のみならず、漁港に訪れた方々に対し、平等に対応することができた。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	管理運営業務にて知り得た情報をみだりに漏洩したり、不当な目的に使用することなく個人情報の取扱いについて支所職員全体で徹底を図った。	個人情報の取扱いに十分留意し、情報管理を行うことができた。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱いに至っていない。	B
⑩利用実績	別紙「4.施設利用実績」のとおり。	管理施設隻数とおりの実績となった。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	別紙「5.管理運営収支実績」のとおり。	隻数に変更はなかったが、船舶の入替えにより計画より若干の上振れとなった。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組	船舶検査証及び海技免状の期限確認。	各種期限が切れている事が見受けられる利用者に対し、連絡し更新を呼び掛けた。	A	適正な事務対応のための取組が行われていると認められる。	A
総合評価		係留隻数上限を常に保った状態の中でも適切に管理することができた。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	一部利用者のマナーとモラルの問題や利用者同士のトラブル、船をけん引して漁港施設を利用する利用者とのトラブルが増えている。その中で関係機関と協議し注意喚起看板等を設置して頂いた。引続きトラブルを解消出来るよう関係機関と協議していきたい。	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。